

◎新潟県告示第1317号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定による消毒を次のとおり実施する。

令和4年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 2 実施する区域  
新潟県一円
- 3 実施の期日  
令和4年12月28日から令和5年3月31日まで
- 4 実施の対象となる家きんの種類及び範囲  
実施する区域内で100羽以上の鶏、きじ、あひるを飼養する農場及び10羽以上のだちょうを飼養する農場
- 5 消毒方法  
県の家畜防疫員の指示するところにより、消石灰等を農場内（鶏舎の周囲及び農場外縁部）に散布する。